

(様式第1号)

令和5年度日高中学校学校部活動運営方針

1 部活動のねらい

部活動への加入は任意とし、部活動を自主的、自発的に参加できる場、学習意欲の向上や責任感を養う場、努力や厳しさを伴った人格の触れ合いができる場ととらえ、その中で日常的な体験を積み重ねることによって、生徒に求められている社会性、創造性、体力、精神力、たくましさの育成に努める。

2 活動時間

(1) 授業日

○早朝

行わない。ただし、特設部活動の、陸上競技のみ早朝練習を大会直前に限り実施する。活動する場合には、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。

○放課後

1日の活動時間は2時間を上限とする。

完全下校時刻

	火・水・金曜日	木曜日
4月～8月	18:00	17:15
9月	17:30	17:15
10月	17:00	17:00
11月～2月	17:00	16:15
3月	17:30	16:15

※完全下校時刻の15分前を部活動終了時刻とする。

※月曜日は休養日とする。

※木曜日は基本的に研修日であり、研修がないときのみ部活動を実施することができる。

(2) 休業日

- ・練習時間は、原則的に7:00～16:00の間で計画を立て、1日の活動時間は3時間を上限とする。なお、体育館を使用する部は、日程について協議の上で計画を立てる。
- ・週計11時間以内となるようにする。

3 休養日

(1) 授業日

- ・平日は1日以上を休養日とする。原則として月曜日を休養日とする。

(2) 休日及び週休日

- ・土曜、日曜はいずれか1日を休養日とする。
- ・休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動をした場合は、他の休日に休養日を振替える。
- ・祝日や平日の大会等により1日の上限を超えて活動をした場合は、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- ・大会等への参加により、休日(土・日)に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、県北総体、県北新人を上位大会と捉え、県北総体、県北新人の1か月前は平日に休養日を振替えることも可とする。
- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」には原則として部活動を行わないこととする。

(様式第1号)

(3) 長期休業

長期休業中も休日と同様である。また、長期休業中は1週間以上の連続した休養期間を設ける。

4 保護者懇談会

(1) 開催予定日

- ・第1回 令和5年 4月28日(金)
- ・第2回 令和5年 9月 8日(金)

5 各部年間活動計画(様式第2号 別途提出)

6 留意事項 生徒の健康・安全に留意して活動を行う。